

## 別記（第4条第1項関係）

### 1. 創業分野 ①創業支援事業

#### 1. 助成対象者（以下「創業者」という。）

- (1) 中小企業者、企業組合として創業する者
- (2) NPO法人、LLPとして創業する者

#### 2. 助成対象事業

創業者による県内での創業に要する事務所又は店舗（以下「事務所等」という。）の改装費、運営費、広告宣伝費への助成。

ただし、(1)のいずれかに該当し、かつ(2)を満たすこと。

##### (1) 創業の要件

- ①地域密着型ビジネス（コミュニティビジネス）による創業
- ②商工団体等の公的支援機関の創業支援事業（創業塾等）を修了した者による創業
- ③商店街振興組合（及びこれに準ずる任意団体）が当該商店街の空き店舗対策のために誘致した者による創業（商店街振興組合等の推薦が必要。）
- ④県内の公設BI（ビジネス・インキュベーション）施設を退室後、1年以内の者による創業
- ⑤栃木県が実施する「空き店舗を活用した創業支援事業」の支援を受けた者による創業

##### (2) その他の要件

- ①助成期間内（交付決定日から1年以内）に創業すること、又は創業5年以内であること
- ②県内に新たに事務所等を設置すること、又は県内において使用している事務所等を改造・改装すること
- ③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当しないこと

#### 3. 助成対象経費

助成対象事業に必要な下記の経費。

| 経費区分  | 内容                                      |
|-------|---|
| 改装費   | 事務所等（同一敷地内の屋外看板を含む。）の改造・改装に係る工事費        |
| 運営費   | 事務所等の賃借料（敷金、礼金、共益費を除く。）、事務機器・備品の借用及び購入費 |
| 広告宣伝費 | 新聞等掲載、ホームページ・パンフレット・販促品の作成経費            |

※消費税及び地方消費税は助成対象外。

#### 4. 助成期間、助成限度額、助成率

|       |         |
|-------|---------|
| 助成期間  | 1年      |
| 助成限度額 | 100万円以内 |
| 助成率   | 2/3以内   |

#### 5. 採択基準

- (1) 助成期間終了後も、事業存続が見込まれる事業内容であること。
- (2) 計画的かつ実現性が高いこと。
- (3) 実施主体における助成事業の実施体制及び管理体制が十分であること。

## 2. 戦略産業等分野 ①技術高度化助成事業

### 1. 助成対象者（以下「中小企業者等」という。）

- (1) とちぎ産業振興協議会、とちぎ未来技術フォーラム又はフードバレーとちぎ推進協議会の会員である中小企業者
- (2) (1) から成るグループ

### 2. 助成対象事業

中小企業者等が行う、戦略3産業、未来3技術又は食品関連産業に係る、技術の高度化、新技術・新製品・新役務の開発事業に要する経費への助成。

### 3. 助成対象経費

助成対象事業に必要な下記の経費。

| 経費区分    | 内容   |
|---------|--|
| 謝金      | 専門家謝金  |
| 旅費      | 専門家旅費、役職員旅費  |
| 研究開発事業費 | 原材料費、機械装置又は工具器具の借用・購入・試作・改良・据付け・修繕に要する経費、他者が所有する産業財産権の導入に要する経費、外注加工費、検査分析費 |
| 事業運営費   | 会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、調査研究費、消耗品費                                   |
| 委託費     | 研究開発事業の一部を委託する経費   |
| その他の経費  | 上記に掲げるもののほか、振興センター理事長が特に必要と認める経費（助成対象者役職員の人件費を除く。）                         |

※消費税及び地方消費税は助成対象外。

### 4. 助成期間、助成限度額、助成率

|       |          |
|-------|----------|
| 助成期間  | 1年（最大2年） |
| 助成限度額 | 300万円以内  |
| 助成率   | 2/3以内    |

### 5. 採択基準

- (1) 実施主体の技術力の向上に資するものであり、経営革新につながるものであること。
- (2) 計画的かつ実現性が高いこと。
- (3) 実施主体における助成事業の実施体制及び管理体制が十分であること。

## 2. 戦略産業等分野 ②販路開拓助成事業

### 1. 助成対象者（以下「中小企業者等」という。）

- (1) とちぎ産業振興協議会、とちぎ未来技術フォーラム又はフードバレーとちぎ推進協議会の会員である中小企業者
- (2) (1) から成るグループ

### 2. 助成対象事業

中小企業者等が販路開拓のために行う、戦略3産業、未来3技術又は食品関連産業に係る展示会への出展等に要する経費への助成。

※対象となる展示会は、戦略産業等分野における販路開拓に資するものとし、1社につき年1回出展分の助成とする。

### 3. 助成対象経費

助成対象事業に必要な下記の経費。

| 経費区分    | 内容   |
|---------|--|
| 謝金      | 専門家謝金  |
| 旅費      | 専門家旅費、役職員旅費  |
| 販路開拓事業費 | 調査分析費、出展料、会場設営費、広告宣伝費、販路開拓につながる品質マネジメントシステム認証取得に要する経費として振興センター理事長が必要と認めるもの（助成対象者役職員の人件費を除く。） |
| 事業運営費   | 会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、調査研究費、消耗品費   |
| 委託費     | 販路開拓事業の一部を委託する経費   |
| その他の経費  | 上記に掲げるもののほか、振興センター理事長が特に必要と認める経費（助成対象者役職員の人件費を除く。）   |

※消費税及び地方消費税は助成対象外。

### 4. 助成期間、助成限度額、助成率

|       |         |
|-------|---------|
| 助成期間  | 1年      |
| 助成限度額 | 100万円以内 |
| 助成率   | 2/3以内   |

### 5. 採択基準

- (1) 展示会出展等の販路開拓に向けた位置づけ等が明確になっていること。
- (2) 計画的かつ実現性が高いこと。
- (3) 実施主体における助成事業の実施体制及び管理体制が十分であること。

## 3. 産業支援機関事業

### 1. 助成対象者

(公財) 栃木県産業振興センター (以下「振興センター」という。)

### 2. 助成対象事業

産業支援機関としての振興センターが実施する、創業分野及び戦略産業等分野における中小企業者を支援するための事業 (以下、「支援事業」という。) に要する経費への助成。

※ 既存の振興センターの事業と重複しないものとする。

### 3. 助成対象経費

支援事業に必要な下記の経費。

| 経費区分   | 内容  |
|--------|---|
| 謝金     | 専門家謝金                                     |
| 旅費     | 専門家旅費、役職員旅費                               |
| 事業運営費  | 会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、消耗品費        |
| 委託費    | 支援事業の一部を委託する経費                            |
| その他の経費 | 上記に掲げるもののほか、特に必要となる経費 (振興センター役職員の人件費を除く。) |

### 4. 助成期間、助成限度額、助成率

|       |    |
|-------|----|
| 助成期間  | 1年 |
| 助成限度額 | 定額 |
| 助成率   | 定額 |

### 5. 採択基準 (事業実施手続き)

- (1) 支援事業の内容は事業年度ごとに決定するものとする。
- (2) 振興センターが事業年度ごとに作成する事業計画に当該年度の支援事業の内容について記載し、県の承認を受けるものとする。
- (3) 支援事業の内容について、委員会の助言を受けるものとする。
- (4) 事業年度ごとに支援事業の実績及び成果について、委員会に報告し評価を受けるものとし、その結果を実績報告とともに県へ報告するものとする。